NPO 法人日本セラピスト認定協会 賛助会員規約

第 1 条　総則

本規約は、特定非営利活動法人日本セラピスト認定協会（以下「協会」という）における賛助会員に関する必要な事項を定めるものである。

第 2 条　会員の定義

本規約において「会員」とは、協会の目的に賛同して入会し、協会の活動に参加する個人及び団体である賛助会員をいう。

第 3 条　入会

会員として入会を希望する者は、本規約及び別紙「会費・手数料一覧」を確認して同意の上、代表理事が別に定める書面又は電磁的方法により申し込み、入会金及び会費の納入その他所定の手続を完了するものとする。

2　正当な理由により代表理事が入会を認めない場合を除き、前項の所定の手続を完了した日をもって入会する。

3　代表理事が入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面又は電磁的方法により、本人に通知する。

4　会員は、入会申込書記載事項に変更があった場合、速やかに「変更届」を協会へ提出しなければならない。会員が変更届を提出しなかったことにより不利益を被った場合でも、協会はその責任を一切負わないものとする。

第 4 条　入会金及び会費等

入会金及び年会費の金額は、別紙「会費・手数料一覧」に定める。入会金及び初回の年会費は、入会手続時に納入するものとする。

2　追加の保険へ加入する場合、年会費に加え、別紙「会費・手数料一覧」に定める保険料を納入しなければならない。

3　既に納入した入会金及び会費は、返還しない。ただし、定款の規定により賛助会員としての入会を認めなかった場合又は法令により返還を要する場合は、この限りでない。

第 5 条　会費の納入

継続時の年会費は、次の会費対象期間分を前払いとし、現在の会費対象期間が満了する前月の指定日までに納入する。協会は、満了月の 2 か月前までに、金額、対象期間、支払方法及び指定日を案内する。

2　納入方法はクレジットカード決済を原則とし、希望者は口座振替を選択できる。口座振替の場合は所定の依頼書を提出し、初回は銀行振込とする。振込手数料は会員が負担する。

第 6 条　会員の権利および提供サービス

会員は、所定の要件を満たすことにより、次の各号に定める権利およびサービスを受けることができる。利用要件及び費用は事前に案内する。

（1）協会認定証および登録証の発行

（2）施術賠償責任保険の付帯及び施設賠償責任保険・国家資格者用の施術賠償責任保険への追加加入

（3）研修・講座・E ラーニングなどの学習機会の提供

（4）協会主催イベント、講演、研究会等への優先参加

（5）協会による就業情報の提供、開業支援等のサポート

第 7 条　資格認定及び保険加入

入会と協会による整体セラピストの資格認定は、別の手続とする。認定証及び登録証は、3 級以上の認定要件を満たし、所定の認定申請及び必要な費用の納入等を完了した会員に交付する。

2　施術賠償責任保険は、賛助会員全員に付帯する。施設賠償責任保険及び国家資格者用の施術賠償責任保険は、希望し、各保険の加入条件を満たす会員が追加加入できる。

3　各保険の補償内容、加入条件及び補償期間は、引受保険会社の約款、特約等による。入会日又は入金日と補償開始日が一致するとは限らない。

4　会員は、協会が提供する整体セラピスト 4 級の教材を読了することにより、同級を取得する。4 級については、認定証及び登録証は発行しない。

第 8 条　認定証及び登録証の再発行

認定証及び登録証の再発行は、会員を継続し、当該認定資格が有効な者を対象とする。再発行を希望する会員は、所定の申請を行い、別紙「会費・手数料一覧」に定める再発行手数料を納入する。非会員への再発行は行わない。

第 9 条　会費対象期間及び認定資格の継続

初回の年会費の対象期間は、入会日の翌月 1 日から 1 年間とし、継続時は直前の会費対象期間に引き続く 1 年間とする。

2　認定資格の継続は、会員であること及び年会費を納入していることを条件とする。次の会費対象期間の年会費を納入しない場合、現在の会費対象期間の満了をもって認定資格は失効し、認定証及び登録証は効力を失う。ただし、第 11 条に定める休会期間中を除く。

第 10 条　継続及び会費未納時の取扱い

協会は、第 9 条に定める会費対象期間の満了月の 2 か月前までに更新案内を通知する。会員は、現在の会費対象期間に引き続く翌 1 年間の年会費を納入することにより、会員サービスを継続して利用できる。

2　未納の場合、協会はその旨及び支払期限を通知し、現在の会費対象期間満了後、会費の納入を条件とするサービスを停止できる。

3　第 7 条第 2 項により付帯する施術賠償責任保険は、年会費の入金が確認できない場合は更新されず、従前の保険期間満了により補償が終了する。満了後の未納期間中は付帯せず、入金確認後に更新手続を行い、保険契約上の補償開始日から再開する。未納期間に遡って補償されることはない。

第 11 条　一時的な休会

会員は、指定の書類を提出することで、最長 2 年間休会することができる。再開には当該期間内に再開届を提出し、年会費及び別紙「会費・手数料一覧」に定める再登録手数料を納入するものとする。

2　休会期間中は年会費を免除し、滞納期間として扱わない。休会前の未払債務は免除されない。休会期間中も認定資格並びに認定証及び登録証の効力は維持する。ただし、施術賠償責任保険（追加加入した国家資格者用の保険を含む。）及び施設賠償責任保険の付帯は停止し、会費の納入を条件とするその他のサービスも停止する。補償終了日は保険契約による。休会期間終了後の会員資格の喪失は、定款第 9 条による。

第 12 条　退会

会員は、代表理事が別に定める書面又は電磁的方法により代表理事に届け出て、任意に退会することができる。

2　退会日は、届出が協会に到達した日又は本人が指定するそれより後の日とする。退会前に発生した債務は、法令に別段の定めがある場合を除き、退会によって消滅しない。

第 13 条　除名

会員が定款に違反し、又は協会の名誉を傷つけ若しくは目的に反する行為をした場合は、定款第 11 条に従い、総会の議決により除名できる。

2　除名に当たっては、事前に理由を通知し、議決前に弁明の準備に必要な相当の期間及び弁明の機会を与える。議決後は、理由及び除名日を本人に通知する。

第 14 条　会員資格の喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

（1）第 12 条の規定により退会したとき

（2）本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

（3）継続して 1 年以上会費を滞納したとき

（4）除名されたとき

2　退会その他の事由により会員資格を喪失した場合、認定資格は失効し、認定証及び登録証は効力を失う。また、施術賠償責任保険（追加加入した国家資格者用の保険を含む。）及び施設賠償責任保険の付帯も終了する。補償終了日は保険契約による。本人は、現に協会の会員又は認定資格を有する者である旨の表示を取りやめる。

第 15 条　個人情報の保護

協会は、会員の個人情報を適切に管理し、法令に基づき第三者へ提供することはしない。目的外利用・漏洩防止に努めるものとする。

第 16 条　秘密保持

会員は、協会活動を通じて知り得た他の会員または第三者の秘密情報を、本人の許可なく第三者に漏洩してはならない。会員の秘密保持義務違反に起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、協会は一切責任を負わないものとする。退会後もこの義務は継続する。

第 17 条　反社会的勢力への対応

1. 協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする。

（1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき

（2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

（3）反社会的勢力を利用していると認められるとき

（4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

（5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（6）自らまたは第三者を利用して、当会または当会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき

2. 協会は会員が自らまたは第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行なった場合には、何らかの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消をすることができるものとする

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信頼を毀損し、または当会の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4. 協会は、本条の規定により、会員資格の取消をした場合には、会員に損害が生じても当会は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、これにより協会に損害が生じた時は、会員はその損害を賠償するものとする。

第 18 条　紛争および苦情処理

1. 会員と協会の間で紛争または苦情が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するよう努めるものとする。

2. 万が一、協会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、協会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に、基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

3. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第 19 条　規約の変更

本規約及び別紙「会費・手数料一覧」の変更は、定款及び関係法令に従って行う。

第 20 条　法令遵守及び禁止行為

会員は、法令、定款、本規約及び事前に提示され同意した協会の倫理規程を遵守し、他者の権利及び安全を尊重する。虚偽の申告、認定資格・保険に関する誤認表示、検定の不正、ハラスメント、差別、権利侵害及び無断で協会を代理する行為を禁止する。

2　協会の認定資格は国家資格を意味せず、法令上別途資格又は許可を要する行為を認めるものではない。

3　違反時は説明又は是正を求める。被害防止のため緊急に必要な場合は、合理的な範囲でサービスを一時停止し、速やかに理由を通知する。除名は第 13 条による。正当な批判、苦情又は通報を理由に不利益に取り扱わない。

第 21 条　教材及びアカウント等の取扱い

教材、動画、試験問題、商標及びロゴ等の権利は、協会又は正当な権利者に帰属する。法令上認められる場合又は権利者の許諾がある場合を除き、無断で複製、配布、公衆送信又は商用利用してはならない。

2　個人用アカウントの貸与、譲渡又は共有を禁止する。不正利用が判明した場合は、速やかに協会へ連絡する。

第 22 条　通知

協会からの通知は、登録された住所又は電子メールアドレス、協会専用サイトその他事前に合意した方法による。ただし、法令又は定款に定めがある場合は、その方法による。

第 23 条　準拠法及び一部無効

本規約は日本法に準拠する。一部の条項が無効となった場合も、その他の条項は法令上認められる範囲で効力を有する。

附則

1　本規約は、令和 8 年 10 月 10 日から施行し、同日から新たに入会する賛助会員に適用する。

2　施行日前に入会した賛助会員については、本規約への切替手続きにおいて、本規約に同意する旨の意思表示が協会に到達した日から適用する。それまでの取扱いは、当該会員に従来適用されていた定款、規程及び合意内容による。

3　本規約の適用開始前に生じた当該会員の権利義務及び納入済み会費の対象期間を尊重し、過去の期間について新たな負担を課さない。